入札公示

入札公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））の取消

次のとおり入札公示を取り消します。
令和３年12月28日
独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役
北陸新幹線建設局長　堀口　知巳
◎調達機関番号　565　◎所在地番号　18
令和３年12月８日付（号外政府調達第229号・36ページ）掲載の入札公示（建築のためのサービスその他の技術的なサービス（建築工事を除く））「北陸新幹線、白山・敦賀車両基地間テレビジョン電波受信障害対策他」を取り消します。

公募型競争入札方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））の取消

次のとおり公示を取り消します。
令和３年12月28日
独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役
北陸新幹線建設局長　堀口　知巳
◎調達機関番号　565　◎所在地番号　18
令和３年11月12日付（号外政府調達第212号・41ページ）掲載の公募型競争入札方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））「北陸新幹線、白山・敦賀車両基地間テレビジョン電波受信障害対策他（電子入札対象案件）」を取り消します。

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
なお、本公示に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和４年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。
令和３年12月28日
支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官　大塚　英司
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　13
○第７号
１　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務の名称　令和４年度在沖米海兵隊グアム移転に関する日本側負担事業に係るアドバイザリー業務
⑶　業務内容　本業務は、在沖米海兵隊のグアム移転に関して日本国政府の財政支出で整備する事業（以下、「日本側負担事業」という。）の事業計画等に係る技術的検討、具体的な事業内容とその所要経費等に関する精査、予算要求に係る業務補助及び日本側負担事業に係る会議等の通訳業務等を行うものである。詳細は、別添仕様書のとおりとする。
また、前年度の業務内容については、本業務の履行に支障がないように引き継がれる。
⑷　履行期限　令和５年３月31日
⑸　グアム移転事業の状況等　本業務の対象となるグアム移転事業の状況等については、以下のリンク先を参照のこと。
https://www.mod.go.jp/j/approach/zaibeigun/saco/iten_guam/pdf/iten_guam_gaiyo_20210602.pdf
⑹　その他本業務は、資料及び見積書等の提出を紙による見積合わせ（以下「紙見積合わせ方式」という。）により行う業務である。
２　参加資格、選定基準及び評価基準
技術提案書の提出者は、⑴に掲げる資格を満たしている単体企業又は⑵に掲げる資格を満たしている共同体であること。
⑴　単体企業
ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
イ　防衛省における令和３・４年度の一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築、土木、電気、機械、通信、環境等」に係る「A」の格付を受け、地方防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
※なお、契約締結日において、令和３・４年度の前記に係る資格の決定を受けていること。
ウ　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（イの再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
エ　参加表明書の提出期限の日から見積合わせの時点までの期間に、地方防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3.31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
オ　同種又は類似業務の実績
カ　競争に参加しようとする者の間に、建設工事との発注に係る建設業者等の選定方法等について（防整施第3754号。令和２年３月17日）別紙の１入札の適正さが阻害されると認められる基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同体の代表者以外の構成員である場合は除く。）。
なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第５条第２項の規定に抵触するものではない。
キ　配置予定管理技術者は、公示日の時点で技術提案書の提出者と直接的な雇用関係があること。
ク　配置予定管理技術者の資格
ケ　配置予定管理技術者の同種又は類似業務の経験
コ　配置予定管理技術者の経験
サ　配置予定管理技術者の公示日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が４億円未満かつ10件未満であること。
ただし、公示日現在の手持ち業務に防衛省大臣官房会計課と契約した業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が２億円未満かつ５件未満である者とする。
手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。
シ　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。
ス　業務実施体制の妥当性
業務の分担について、以下のいずれかの項目に該当する場合には選定しない。
①　再委託の内容が、主たる部分の場合
②　業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合
③　共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合
⑵　共同体　⑴に掲げる条件を満たしている者により構成されている共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年10月１日整備計画局施設計画課長公示）に示すところにより防衛省競争参加資格において令和４年度在沖米海兵隊グアム移転に関する日本側負担事業に係るアドバイザリー業務に係る共同体としての競争参加の資格（以下「共同体としての資格」という。）の通知を受けている者であること。
⑶　技術提案書の提出者を選定するための基準
ア　企業の実績（共同体としての実績は、構成員として分担した業務実績とする。）
イ　配置予定管理技術者の経験及び能力
ウ　業務実施体制の妥当性
⑷　技術提案書を特定するための評価基準
ア　配置予定総括技術者の経験及び能力
イ　配置予定主任技術者の経験及び能力
ウ　配置予定担当技術者の経験及び能力
エ　配置予定技術員の経験
オ　その他
カ　業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他
キ　評価テーマに対する技術提案